

### ■第13回インドネシア法整備支援本邦研修を実施しました。

令和2年1月27日（月）から同年2月7日（金）までの間、JICA東京国際センター、法務省赤れんが棟等において、インドネシア法整備支援第13回本邦研修を実施しました。

現在、独立行政法人国際協力機構（JICA）及び法務省は、インドネシアにおける知的財産保護制度の強化及び知財法令を中心とした法的整合性を確保するための手続整備を目的として、インドネシア最高裁判所、法務人権省法規総局及び同省知財総局と共に、ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトを実施しています。

今回は、インドネシア最高裁判所から裁判官合計15名が来日し、自国の裁判官に対して知的財産法の研修を行う講師として必要な知見を得ることなどを目標に、研修を実施しました。



【研修参加者と一緒に赤れんが棟を背景に記念撮影】

研修では、インドネシアにおける著作権関連事件の状況及び裁判実務における先例拘束性についてインドネシア側参加者が発表を行い、日本側の講師が、著作権法及び商標法の概説、著作権におけるパロディ、日本の裁判実務において先例が有する意義、日本の著作権関連事件における主要な判例とその影響などについて講義を行いました。また、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）、経済産業省、東京地方裁判所及び警視庁を訪問しました。



【東京大学玉井克哉教授をお招きしてのインドネシア側参加者発表の様子】



【林いづみ弁護士による講義】



【飯村敏明弁護士による講義】



【JASRAC訪問の様子】



【経済産業省訪問の様子】



【慶應義塾大学小泉直樹教授による講義】



【修了式後の記念撮影】

参加者からは、「ケーススタディを伴った説明や双方向の講義だったので、とても理解しやすかった。」「全ての科目は両国の知的財産権に関する知識、参考、比較材料として大変有益であった。」「知的財産の事件を処理する上で、裁判官にとっては大変有益で啓発される講義であった。」「多くの新しい知識を習得でき、大変有意義な研修であった。」などといった感想が聞かれました。

本研修に多大なる御協力をいただいた講師や訪問先機関の職員をはじめとする関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。